

教育大綱の策定について

1. 教育大綱について

(1) 法律上の定義

根拠法令：地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成27年改正施行）

策定主体：地方公共団体の長（総合教育会議において要協議）

策定方法：国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定

策定範囲：地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策

(2) 大綱に関する文部科学省の考え方（平成26年7月17日通知）

○ 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。

○ 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。

○ 大綱が対象とする期間については、4～5年程度を想定している。

2. 本市の教育大綱について

策定年月：平成28年3月

計画期間：平成28年度から平成32年度（令和2年度）まで

(1) 教育大綱の位置づけ

本市の教育大綱は、「第四次西都市総合計画」の基本構想における基本施策を踏まえ、教育分野における重点的な施策の方向性を示すとともに、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市における教育振興のための施策に関する基本的計画として位置づけている。

また、人口減少克服と地方創生に向けた地域づくりの取り組みの地方版総合戦略となる「さいと未来創生総合戦略」及び本市教育委員会が策定する「西都市教育基本方針及び教育施策」、ならびに「西都市子ども・子育て支援事業計画」と連動したものである。

(2) 新たな大綱の策定について

現大綱は今年度をもって計画期間満了を迎えるが、今後も切れ目ない取り組みを進めるため、新たな計画期間を定め策定する。

策定にあたっては、以下の点を考慮する。

- 現在、策定作業を進めている「第五次西都市総合計画」との整合性を図る。
- 計画期間は総合計画に合わせ4年とする。
- 第2期計画に移行した「さいと未来創生総合戦略」、「西都市子ども・子育て支援事業計画」、ならびに「西都市教育基本方針及び教育施策」と連動したものとする。

(3) 策定スケジュール

令和2年11月 大綱素案の作成

令和2年12月 大綱(案)協議

令和3年1月 大綱(案)に対するパブリックコメントの実施

令和3年2月 パブリックコメント等を踏まえた最終確認

令和3年3月 大綱の公表、市議会報告

(参考) 関係計画等の計画期間

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
国	教育振興基本計画											
	第2期計画 (H25～H29)				第3期計画 (H30～R4)							
県	第2次宮崎県教育振興基本計画 (H23～H32) ※終期繰上げ				第3次宮崎県教育振興基本計画 (R1～R4)							
	宮崎県教育大綱 (H27～H30)				宮崎県教育大綱 (R1～R4)							
市	第四次西都市総合計画 (H23～R2)					第五次西都市総合計画 (R3～R10)						
	後期基本計画 (H28～R2)					前期基本計画 (R3～R6)						
	さいと未来創生総合戦略 (H27～R1)					第2期さいと未来創生総合戦略 (R2～R6)						
	西都市子ども・子育て支援事業計画 (H27～R1)					第2期西都市子ども・子育て支援事業計画 (R2～R6)						
	西都市教育基本方針及び教育施策 (毎年度策定)											
	西都市教育大綱 (H28～R2)				西都市教育大綱 (改訂) (R3～R6)							